

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日替り、
の翌日)

目次
◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項第一号中「二万円」を「三万二千五百円」に改める。

第八条第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「含む。」

の下に「以下同じ。」を加え、同条第三項中「千円」を「千七百円」に

改め、「六百円」の下に「(職員に配偶者がない場合にあっては、千二百円)」を加える。

第九条第一項中「左の」を「次の」に、「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項に次の二号を加える。

三 扶養親族たる十八歳未満の子がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。)

四 扶養親族たる十八歳未満の子がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。)

第九条第三項中「又は扶養手当」を「、扶養手当」に、「場合においては」を「場合又は扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては」に改め、「支給額の改定」の下に「(扶養親族たる十八歳未満の子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる十八歳未満の子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定」を加える。

第十条第二項中「二千四百円」を「二千八百円」に、「千二百円」を「千四百円」に、「六百円」を「七百元」に、「七百元」を「九百元」に改める。

第十六条の四第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	75,900	—	—	—	34,300	29,500	21,800
2	79,700	66,200	54,200	43,100	36,200	31,000	22,800
3	83,500	69,200	57,000	45,700	38,100	32,600	23,800
4	87,400	72,200	59,800	48,300	40,300	34,300	24,900
5	91,300	75,300	62,600	50,900	42,500	36,100	26,000
6	95,300	78,400	65,500	53,500	44,800	37,900	27,100
7	99,300	81,500	68,400	56,100	47,100	39,700	28,300
8	103,300	84,600	71,300	58,800	49,400	41,500	29,500
9	107,300	87,700	74,200	61,500	51,700	43,300	30,600
10	111,000	90,800	77,100	64,200	54,000	45,100	31,700
11	114,700	93,600	80,000	66,900	56,300	46,900	32,800
12	117,800	96,400	82,700	69,500	58,600	48,700	33,900
13	120,300	99,200	85,200	72,100	60,900	50,500	35,000
14	122,500	102,000	87,700	74,100	62,900	51,600	36,100
15	124,700	104,100	90,100	75,700	64,900	52,700	37,000
16	126,900	106,200	92,400	76,900	66,300	53,700	37,800
17		108,300	94,400	78,100	67,400	54,700	38,600
18			96,400	79,300	68,500		
19			98,400	80,500	69,600		
20				81,700	70,700		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	—	—	—	32,600	28,700	25,700
2	73,200	61,600	44,800	34,800	29,800	26,700
3	76,300	64,400	47,300	37,100	31,000	27,700
4	79,400	67,300	49,800	39,400	32,600	28,700
5	82,500	70,200	52,400	41,700	34,700	29,800
6	85,600	73,100	55,100	44,000	37,000	31,000
7	88,700	76,000	57,800	46,300	39,300	32,600
8	91,800	78,900	60,600	48,700	41,500	34,600
9	94,900	81,800	63,400	51,100	43,700	36,800
10	98,000	84,700	66,200	53,500	45,900	39,000
11	100,800	87,600	69,000	55,900	48,100	41,200
12	103,600	90,300	71,800	58,300	50,400	43,400
13	106,400	92,800	74,600	60,600	52,700	45,600
14	109,200	95,300	77,200	62,900	55,000	47,800
15	111,300	97,700	79,500	65,200	57,200	50,000
16	113,400	100,000	81,400	67,500	59,400	52,200
17	115,500	102,000	83,000	69,800	61,600	54,400
18		104,000	84,500	72,100	63,800	56,600
19		106,000	85,700	74,000	66,000	58,800
20		108,000	86,900	75,800	68,200	61,000
21		110,000	88,100	77,000	70,400	63,200
22			89,300	78,200	72,200	65,400
23			90,500	79,400	74,000	67,200
24			91,700	80,500	75,200	69,000
25				81,600	76,400	70,200
26				82,700	77,500	71,400
27				83,800	78,600	72,600
28					79,700	73,700
29					80,800	74,800
30						75,900
31						77,000

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	31,000	23,800
2	64,300	32,900	24,900
3	67,000	34,600	26,000
4	69,700	36,300	27,100
5	72,700	38,100	28,500
6	75,700	40,000	30,000
7	78,700	41,900	31,600
8	81,800	44,200	33,200
9	84,900	46,500	34,800
10	88,000	48,800	36,400
11	91,100	51,300	38,300
12	94,200	53,800	40,200
13	97,300	56,300	42,400
14	100,400	58,800	44,600
15	103,500	61,400	46,800
16	106,600	64,000	49,000
17	109,700	66,600	51,200
18	112,400	69,300	53,400
19	115,100	72,000	55,600
20	117,800	74,700	57,600
21	120,500	77,400	59,600
22	122,800	80,000	61,600
23	125,100	82,500	63,600
24	127,300	85,000	65,200
25	129,500	87,400	66,700
26	131,700	89,800	67,900
27		92,200	69,100
28		94,500	70,300
29		96,800	71,500
30		98,800	72,600
31		100,800	73,700
32		102,800	74,800
33		104,600	75,900
34		106,400	77,000
35		107,800	78,100
36		109,200	79,200
37		110,600	
38		112,000	
39		113,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	27,100	23,800
2	33,000	29,100	24,900
3	55,500	31,000	26,000
4	58,000	32,900	27,100
5	60,600	34,500	28,500
6	63,200	36,100	30,000
7	65,800	37,800	31,600
8	68,400	39,600	33,200
9	71,100	41,400	34,800
10	73,800	43,600	36,400
11	76,500	45,800	38,000
12	79,100	48,100	39,600
13	81,600	50,500	41,300
14	84,100	52,900	43,100
15	86,500	55,300	44,900
16	88,900	57,700	46,700
17	91,300	60,100	48,500
18	93,600	62,500	50,300
19	95,900	64,900	51,900
20	98,000	67,300	53,500
21	100,100	69,700	54,500
22	102,100	72,100	55,500
23	103,900	74,100	56,500
24	105,700	75,800	57,500
25	107,100	77,500	58,500
26	108,500	79,100	59,500
27	109,900	80,700	
28	111,300	82,200	
29	112,700	83,700	
30		85,200	
31		86,700	
32		88,200	
33		89,600	
34		91,000	
35		92,300	
36		93,600	
37		94,900	
38		96,200	
39		97,500	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	—	—	30,200	26,000
2	70,800	46,800	31,900	27,200
3	74,100	49,800	33,800	28,500
4	77,400	52,800	35,800	29,800
5	81,100	55,800	38,000	31,400
6	84,800	58,800	40,400	33,100
7	88,600	61,800	42,800	34,900
8	92,400	64,800	45,400	36,900
9	96,900	67,700	48,000	39,000
10	101,400	70,600	50,700	41,200
11	105,900	73,400	53,400	43,500
12	110,600	76,200	56,000	45,900
13	115,300	79,000	58,600	48,300
14	120,100	81,800	61,200	50,700
15	124,900	84,300	63,800	53,100
16	129,700	86,800	66,400	55,400
17	134,300	89,100	68,900	57,600
18	138,900	91,400	71,400	59,800
19	143,100	93,700	73,900	62,000
20	147,000	95,700	75,800	63,800
21	150,300	97,700	77,700	65,400
22	153,600	99,700	79,300	66,900
23	156,900	101,400	80,900	68,200
24	159,400	103,100	82,400	69,500
25	161,900	104,800	83,900	70,600
26		106,500	85,400	71,700
27		108,200	86,900	
28		109,900		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	101,700 円	74,300 円	— 円	39,000 円
2	105,700	78,200	62,600	42,000
3	109,700	82,100	66,400	45,000
4	113,700	86,000	70,200	48,000
5	117,700	89,900	74,000	51,500
6	121,700	93,800	77,800	55,000
7	125,700	97,700	81,400	58,500
8	129,300	101,600	85,000	62,000
9	132,900	105,500	88,600	65,500
10	136,500	109,400	92,100	69,000
11	140,100	113,300	95,600	72,200
12	143,500	116,800	98,700	74,700
13	146,900	120,300	101,800	77,200
14	150,300	123,600	104,800	79,700
15	153,600	126,900	107,000	82,200
16	156,600	129,000	109,200	84,700
17	159,600	131,100	110,900	87,200
18	162,100	133,200	112,600	89,700
19	164,600	135,300	114,300	91,700
20		137,400	116,000	93,700
21		139,500	117,700	95,100
22		141,600	119,400	96,500
23			121,100	97,900

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	56,700 ^円	38,500 ^円	29,500 ^円	26,000 ^円	22,800 ^円
2	59,700	40,900	31,000	27,100	23,800
3	62,700	43,300	32,600	28,300	24,900
4	65,800	45,800	34,300	29,500	26,000
5	68,900	48,400	36,200	31,000	27,100
6	72,000	51,000	38,100	32,600	28,300
7	75,100	53,600	40,300	34,300	29,500
8	78,100	56,200	42,500	36,100	30,700
9	81,000	58,900	44,800	37,900	31,700
10	83,900	61,600	47,100	39,700	32,600
11	86,400	64,300	49,400	41,500	33,500
12	88,800	67,000	51,700	43,300	34,300
13	91,000	69,600	54,000	45,100	35,100
14	93,200	72,200	56,300	46,900	
15	95,100	74,200	58,500	48,700	
16	97,000	75,900	60,700	50,500	
17	98,700	77,200	62,700	51,600	
18	100,400	78,500	64,700	52,700	
19	102,100	79,800	66,100	53,600	
20	103,800	81,100	67,200	54,500	
21		82,400	68,200		
22			69,200		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	48,200 円	38,300 円	27,500 円	23,400 円
2	50,700	40,500	28,800	24,600
3	53,200	42,900	30,300	25,900
4	55,700	45,300	31,800	27,200
5	58,200	47,600	33,300	28,500
6	60,700	49,900	34,900	29,900
7	63,100	52,200	36,500	31,400
8	65,500	54,500	38,200	32,900
9	67,900	56,800	40,000	34,400
10	70,300	59,100	41,800	36,000
11	72,700	61,400	43,600	37,600
12	75,100	63,600	45,500	39,300
13	77,200	65,800	47,400	41,000
14	79,200	67,700	49,300	42,600
15	81,000	69,200	51,000	44,200
16	82,800	70,700	52,400	45,800
17	84,600	72,100	53,800	47,100
18	86,100	73,300	55,200	48,100
19	87,600	74,500	56,600	49,100
20	89,100	75,600	58,000	50,100
21	90,400	76,700	59,000	51,100
22	91,700	77,800	60,000	52,100
23	93,000	78,900	61,000	
24	94,200		62,000	
25	95,400		63,000	
26	96,600			

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十三年二月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第八項の見出し中「昭和四十三年七月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改め、同項中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十四年二月鳥取県条例第二号)」を「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第三号)」に、「昭和四十三年七月一日から昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年六月一日から昭和四十五年三月三十一日」に、「五分の一」を「五分の三」に、「昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの間においては三級地支給額に五分の三を乗じて得た額に相当する額を、同年四月一日」を「昭和四十五年四月一日」に改め、「に五分の五を乗じて得た額」を削り、「昭和四十三年六月三十日、昭和四十四年三月三十一日」を「昭和四十四年五月三十一日」に、「昭和四十三年七月一日、昭和四十四年四月一日」を「昭和四十四年六月一日」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「百円」を「二百円」に、「八十円」を「百六十円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定(同条例第九条の規定を除く。)、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の規定及び第三条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

3 昭和四十四年六月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

4 切替日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けるとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度

において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならない。

(扶養手当に関する経過措置)

7 次の各号の一に該当する者は、すみやかにその旨を任命権者に届け出なければならない。

一 切替日において、その前日から引き続き、扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(切替日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、切替日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があり、かつ、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)のなかつた者

二 切替期間において新たに扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたものを有する職員となつた者であつて、その届出に係る事実が生じた日(その届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後)にされたものであるときは、その届出がされた日(に配偶者のなかつたもの(前号に該当する者を除く。))

三 切替期間において配偶者のない職員となつた者(改正前の条例第九

条第一項の規定による届出がされた扶養親族たる配偶者があつた職員で、配偶者のない職員となつたものを除く。)であつて、その配偶者のない職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子で同項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

四 配偶者のなかつた職員のうち、切替期間において扶養親族でない配偶者がある職員となつた者であつて、その配偶者がある職員となつた日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(その日前に扶養親族たる要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、その日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内に同項の規定による届出がされたものを含む。)があつたもの

8 前項第一号又は第二号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後)にされた場合におけるこれらの届出に係る事実に関する改正後の条例第八条第三項の規定の適用については、これらの届出がされた日の属する月の末日(これらの届出がされた日が月の初日であるときは、その日の前日)までの間同項中「六百元(職員に配偶者が不在の場合にあつては、千二百円)」とあるのは「六百元」とする。

9 切替期間において職員が配偶者のない職員となつた場合又は配偶者を有するに至つた場合において、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日に扶養親族たる十八歳未満の子で改正前の条例第九条第一項の規定による届出がされたもの(これらの日前に扶養親族た

る要件を具備するに至つた十八歳未満の子で、これらの日以降当該要件を具備するに至つた日から十五日以内と同項の規定による届出がされたものを含む。)を有するときにおける当該十八歳未満の子に係る扶養手当の支給額の改定は、その配偶者のない職員となり、又は配偶者を有するに至つた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なう。ただし、職員が配偶者のない職員となつた場合における同項第二号又は附則第七項第三号の規定による届出が施行日から三十日を経過した後にされたときの改定は、これらの届出がされた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行なうものとする。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

10 切替日において在職する職員に対して昭和四十四年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の条例第十六条の四及び第十六条の五の規定の適用については、同条例第十六条の四第二項中「職員が受けるべき」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和四十五年三月鳥取県条例第三号)第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により職員が受けるべきであつた」と、同条例第十六条の五第二項中「受けるべき」とあるのは「改正前の条例の規定により受けるべきであつた」とする。

(給与の内払)

11 改正前の条例の規定及び改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定及び改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による給与の内

払とみなす。

(人事委員会への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。